



奈 議 調 第 208 号
令 和 8 年 8 月 24 日

奈良市議会議長
八 尾 俊 宏 様

議会改革推進特別委員長
内 藤 智 司

議会改革推進特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

- 1 調査事項
議会制度全般について

- 2 調査の状況

開催日	調査内容
令和8年8月24日	①政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について ②検討項目に関する作業部会からの報告及び協議について ③ロードマップについて ④委員会の中間報告について

- 3 調査の結果（委員会における決定事項）

調査事項	調査結果
政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について	「奈良市議会政務活動費執行の手引」の調査研究費の市外旅費について、次のとおり改正すべきと決定 「宿泊費は素泊まりに要する実費を弁償するものとし、上限額は23,800円とする。ただし、宿泊代金が夕・朝食代を含めた総額となっており、その内訳が不明で差し引くことができない場合に限り、当該総額を実費として弁償する。」 また、本改正は令和8年4月に遡って適用し、同一の規定がある研修費も同様に改正すべきものと決定
補正予算における予算説明調書の作成と提出について	令和8年12月定例会より、補正予算における歳出予算説明調書の作成と提出を執行機関へ依頼すべきものと決定

委員会における議員間討議の活性化について	令和8年9月から11月の委員会審査・調査において、引き続き委員間討議を試行実施すべきものと決定 議員向けアンケート調査を実施すべきものと決定
3月議会における予算決算委員会の審査の進め方について	令和9年3月定例会での予算審査の方法案を決定
議員報酬について	奈良市特別職報酬等審議会の答申内容を尊重し、議員報酬の額を据え置くべきものと決定
SNSの利用について	奈良市議会議員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの修正案を決定